

# なくそう差別 築こう明るい社会

## 様々な人権課題



鹿児島県教育委員会

## はじめに

近年、人工知能（A I）等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられています。こうした社会では、先端技術が人権と調和した形で社会に実装されることが大切です。そのためには、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することや、社会の変化を踏まえつつ人権を巡る様々な要素を隨時捉え直していくことが必要となってきます。

国際社会の動向を見てみると、国際連合を中心となって進めている「人権教育のための世界計画」は青少年の人権をテーマとする第4フェーズ（2020～2024年）まで進み、SDGsの土台にも人権が据えられています。一方、我が国では「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」等の個別的な人権課題に関する立法措置がなされるとともに、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神に則った「こども基本法」が公布・施行されました。

また、本県においては、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、第4期鹿児島県教育振興基本計画が策定されました。具体的人間像として、「未来の社会の創り手となる人間」、「互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」がキーワードとして設定されています。これらを進めていくために、学校における人権教育の更なる充実が求められています。

本資料は、このような社会情勢の変化を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な人権課題の理解を深める内容や、学校における取組を中心に編集しております。

全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権課題を自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとることができるよう、本資料を活用してください。各所属等における研修はもとより、日常的な活用が一層図られるよう、身近な所に常備して継続した活用をお願いします。

## 活用に当たって

### 本資料のページ構成について

- (1) 人権課題について学ぶ児童生徒の姿や当事者のつぶやきなど
- (2) 現状や課題
- (3) 人権課題に関する法律等
- (4) 学校における取組

資料等も紹介していますので、研修の参考にしてください。

### 内容の理解をより深めるために

鹿児島県発行の「みんなのための人権ハンドブック」と併せて活用することで、更に理解を深めることができます。



### 様々な人権課題を自分のこととして考えるために

「モム(M:見つめる, o:思いをめぐらす, m:向き合う)」を基盤に考えてみましょう。

# 目 次

1 <b>女性の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 1
2 <b>子どもの人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 3
3 <b>高齢者の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 5
4 <b>障害者の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 7
5 <b>同和問題</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 9
6 <b>アイヌの人々の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 11
7 <b>外国人の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 13
8 <b>感染者等の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 15
9 <b>ハンセン病元患者等の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 17
10 <b>犯罪被害者等の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 19
11 <b>インターネット上の人権侵害</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 21
12 <b>北朝鮮当局による拉致問題等</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 23
13 <b>性的指向・性自認</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 25
14 <b>その他の人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 27
15 <b>ビジネスと人権</b>	✓ 年月日, ✓ 年月日	P 29
16 <b>年間を通した人権教育推進のサイクルモデル</b>		P 30
17 <b>主な相談窓口</b>		P 31

本資料は、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）」に基づき、主な人権課題を掲載しています。活用した際は、日付欄に記入して活用状況の確認に役立ててください。

# 女性の人権



6月23日から29日までの1週間：「男女共同参画週間」（国）  
11月12日から11月25日までの2週間：  
「女性に対する暴力をなくす運動」期間（国・県）  
11月25日：「女性に対する暴力撤廃国際日」（国連）  
3月8日：「国際女性デー」（国連）

## 日置市立東市来中学校の取組から

鹿児島県男女共同参画センターが実施する「子どもたちの男女共同参画学びの広場」のワークショップで、講師の指示を聞きながら描いた絵を見せ合い、人それぞれ、捉え方や考え方には違いがあることを実感しました。

### ■ 今でも残る男女不平等感 【男女間格差】

#### 2022年版「ジェンダー・ギャップ指数

「ちがい=まちがい」ではないという先生の言葉で、私も発表できるように頑張りたいと思うことができました。



「男の子だからこう、女の子だからこう、何歳だからこうではなく、自分は自分、あなたはあなた」という言葉がすごく印象に残りました。

※ 世界経済フォーラムによる各国の男女格差を測る指数であり、経済・教育・健康・政治の4分野のデータから作成される。

○日本は調査対象146か国のうち、116位

○日本は、「経済」と「政治」の順位が低い（「教育」は1位）



要因として、女性閣僚や女性議員、女性の行政の長、女性管理職の少なさが挙げられています。

#### 令和3年度「男女共同参画に関する県民意識調査」（本県）

※ 「家庭」「学校教育」「職場」「地域社会」「法律や制度」「社会通念、慣習・しきたりなど」の6分野で男女の地位の平等感について聞いた。

「社会通念、慣習・しきたりなど」で約7割、「家庭」「職場」「地域社会」の中で約5割の人が「男性の方が優遇されている。」と感じている。

### 【女性に対する暴力等】

女性に対する配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の背景には、男女の経済力や社会的地位の格差、女性に対する差別意識があります。

令和3年度「男女共同参画に関する県民意識調査」（本県）によると、配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある女性は27.2%で、そのうち約半数がどこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があることが分かりました。

### ■ “性別に関わりなく”一人一人の人権が尊重される社会を目指して

#### 男女共同参画社会基本法（平成11年施行）

男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げている。

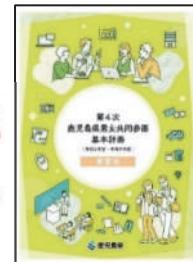
○男女の人権の尊重 ○社会における制度又は慣行についての配慮 ○政策等の立案及び決定への共同参画  
○家庭生活における活動と他の活動の両立 ○国際的協調

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年施行）

働く場面で活躍したいという希望をもつ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。

**本県では…** 男女共同参画推進条例を制定（平成13年）  
男女共同参画基本計画を策定

現在は第4次計画（令和5～9年度）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されています。



第4次鹿児島県男女共同参画基本計画

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

### 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための取組の推進 <主な取組>

- ・児童生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
- ・教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
- ・児童生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
- ・児童生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性に関する指導の実施
- ・児童生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

学校・家庭・地域が一体となって推進していくことが大切です。



### みんなで考えよう！

自分の中に、無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方はないでしょうか。チェックリストを基に、自分自身を見つめてみましょう。

#### 「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」チェック(例)

##### 【次の視点に着目する】

「女性はこうあるべき」「男性はこうあるべき」あるいは「女性ならこうすべきではない」「男性ならこうすべきではない」といった、性別による固定的な思い込みはないか。

##### 【具体的なチェックポイント】

- 1 日常生活において
  - 男子は青色、女子は赤色で表記する。
  - 「女の子なんだから乱暴な言葉を遣ってはいけません。」と注意する。
  - 「男の子なんだから泣かないの。」と声かけをする。
  - 「やっぱり女子が掃除したところはきれいね。」とほめる。
  - 「重いんだから男子が運んで。」と指示をする。
  - 「私も妻を手伝って料理や洗濯をしているよ。」と児童（生徒）に男性教諭が話をする。
- 2 授業において
  - 理科の実験中、男子が主導して実験に取り組み、女子は記録をしている。
  - 調理実習中、女子が調理を担当し、男子は横で見ている。
  - グループ学習の発表者は、男子であることが多い。
- 3 学校行事において
  - 運動会（体育祭）の応援団長は男子、副団長は女子から選出する。
  - 運動会（体育祭）の用具係は男子、来賓接待は女子が担当している。
  - 文化祭で、道具係は男子、衣装係は女子が担当する。
  - 卒業式の呼名や卒業証書授与等の順番は、男子が先、女子が後になっている。
  - 表彰式の介添えは、女子が行っている。
- 4 進路指導において
  - 男子生徒に理工系の学科を薦める。
  - 短期大学を希望する男子生徒に、短期大学は勧められないと言う。
  - 県外希望の女子生徒に、県内の自宅から通える学校を勧める。

（文部科学省「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」を基に本課作成）

### 鹿児島県男女共同参画センター が実施する講座等

- 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業  
対象：小・中・義務教育学校
- 学校への男女共同参画お届けセミナー  
対象：高等学校・特別支援学校
- 高校生のための「ピアセンター」養成講座
- デートDV防止セミナー

積極的に活用しましょう。

### 文部科学省が作成した 資料等

#### 「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」（文部科学省）

教職員自身の「無意識の思い込み」への気付きを促します。



男女共同参画の推進  
に向けた教員研修モ  
デルプログラムの開発  
(文部科学省)



# 子どもの人権

オレンジリボン



児童虐待防止運動

5月5日から5月11日までの1週間：「児童福祉週間」（国）  
11月：「児童虐待防止推進月間」（国）

人権教室では、「自分も大切。相手も大切。」ということについて学びました。この学びを生かして、これからは相手の気持ちを考えて、言葉を選び、行動できるようにしたいです。相手を大切にする気持ちが言葉で伝われば、友達ともっともっと仲よくなれる気がします。<人権教室に参加した小学4年生の感想から>



## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（1989年に国連総会で採択、日本は平成6年批准）



提唱者：コルチャック先生（本名 ヘンリック・ゴールドシュミット）

長い間、「子どもは大人になる途中の未熟な人間」と考えられてきました。子どもは年齢に応じてその能力に未発達な部分を抱えているという特徴があります。そのため、「子どもの権利」を考えるときには、一人の人間として尊重されるべきであり、子どもとして保護を受ける存在であると認識することが大切なのです。

## こども基本法（令和5年施行）

日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。



「子どもの権利条約」の基本的な考え方の「一人の人間として尊重されること」と「子どもとして保護を受ける存在であること」の二つの側面から考えることが大切ではないでしょうか。

子どもの権利条約の4原則とこども基本法の関連	
子どもの権利条約	こども基本法
【差別ないこと】 全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。	【第3条の1】 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようになります。
【命を守られ成長できること】 全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	【第3条の2】 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられます。
【意見を表明し参加できること】 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。	【第3条の3】 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が保障する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が保障されること
【子どもにとって最もよいこと】 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。	【第3条の4】 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

### ■ 子ども自身が知り、学ぶことを大切にしましょう

子どもたちの権利が守られた環境をつくるには、「子どもの権利条約」を通して、まず「人権とは何か」そして、子どもの権利について学び、理解を深めることが第一歩となります。

「子どもの権利条約」を学ぶ過程で、児童生徒は、自分のもつ権利について知ると同時に、友達など周りの子どもたちも同じ権利をもつことに気付き、互いの権利を尊重する意識や態度を身に付けていきます。さらに、人権の学びを通して大人にも権利があることを知り、大人と子どもの相互の尊重にもつながります。



子どもの権利を学ぶため  
の資料（本課作成）



### ■ 授業を人権尊重の視点に立って見つめ直してみましょう

児童生徒が安心感や自信をもち、互いのよさを認め、支え合うような授業の雰囲気をつくりたいものです。そのためにも、児童生徒一人一人を温かいまなざしで見つめ、そのよさや可能性を伸ばそうとする教職員の基本姿勢「M o m（見つめる・思いをめぐらす・向き合う）」を大切にしましょう。

#### 人権尊重の視点に立った授業づくりのポイント（本課作成）

【次の視点に着目する】

- 児童生徒一人一人の「学びたい」という思いや、よりよい自分になろうとする姿を捉える。
- 全ての児童生徒が安心して学び、学習内容の定着が図られるためにはどうしたらよいかを考える。
- 全ての児童生徒が、互いの思いや願いを大事にし、授業を通して高め合う雰囲気づくりをする。
- 全ての児童生徒にとってよりよい生き方につながる授業の指導内容・方法の工夫・改善を進める。



児童生徒が「いじめをしない、多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、児童生徒が安心して過ごせる場となっていることが必要です。次の項目をチェックしてみましょう。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 子どもは、互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と感じている。      |
| <input type="checkbox"/> 子どもの間で、対等で自由な人間関係が築かれている。                  |
| <input type="checkbox"/> 子どもは、自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じている。    |
| <input type="checkbox"/> 子どもは、困ったときや悩みがあるとき、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる。 |

# 高齢者の人権

6月14日：「認知症予防の日」（国）  
9月15日：「老人の日」（国）  
9月15日から9月21日までの1週間：「老人週間」（国）  
10月1日：「国際高齢者デー」（国連）

## 三島村立三島硫黄島学園の取組から

4年生が、郷土の文化や伝統について学ぶ学習の中で、硫黄島八朔太鼓踊保存会の会長へのインタビューを通して、地域の伝統行事を学びました。

若い人が減少していく中で、伝統行事を伝えていく熱い思いを感じることができました。



## ■ 高齢者の社会参加

全ての人が年齢を重ねるごとに充実感を感じ、健康かつ安全な生活を送ることができるよう持続可能で適切な支援を提供する必要があります。

年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることはできませんが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加する人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。

高齢社会の進展に伴い、認知症の高齢者が更に増加することが見込まれています。

高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

高齢者に対するあらゆる形態の虐待をなくさなければなりません。

## 高齢社会対策基本法（平成7年12月施行）

[前文（抄）]

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)（平成18年施行）

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持のために高齢者虐待の防止、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

## ■ 高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）
- ・要介護施設従事者等（介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等）が行う右図に示した行為です。



高齢者が安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。



## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

学校では、高齢者との交流活動を行事や総合的な学習の時間、ふれあい給食など様々な場で行っています。

その際、子どもたちが楽しめる活動にすることも大切ですが、「地域行事で協働する際、どのような工夫をしたらよいのだろうか」や「生活経験から導かれた知恵や工夫で現在につながっているものは何だろうか」など、ねらいを明確にして活動に臨むようにしましょう。

### 学習指導要領解説の記述から

<小学校学習指導要領解説（家庭編）>

家族や地域で共に暮らしている幼児や高齢者など異なる世代の人々と関わること

<中学校学習指導要領解説（技術・家庭編）>

高齢者など地域の人々と協働する必要があること

<高等学校学習指導要領解説（家庭編）>

高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察すること

### 学校での活動例

#### 【小学校：総合的な学習の時間】

- 伝統芸能の継承、昔遊びなどの活動、学習発表会へ招待するなど。

#### 【中学校：総合的な学習の時間】

- 高齢者の生活の様子や抱える課題について話し合い、専門家の話を聞く活動や高齢者の疑似体験を行うなど。

#### 【高等学校：生徒会活動】

- 近隣の特別養護老人ホームを訪問し、高齢者との交流を図るなど。

 「『これまでの人生をどのように生き抜いてきたか』ということを語り伝える時間」など、今この時代を生きる子どもたちにはとても大切なことではないでしょうか。是非、学習活動を工夫してください。

# 障害者の人権

4月2日：「世界自閉症啓発デー」（国連）  
 9月23日：「手話言語の国際デー」（国連）  
 12月3日：「国際障害者デー」（国連）  
 12月3日から12月9日までの1週間：「障害者週間」（国）

身体障害、知的障害、精神障害等のある人たちが「障害者」と言われてきた。本当は、その人たちが、地域の中で阻害され、生きづらさを感じている状態が「障害」なのだ。「障害者」と言われてきた人たちが自分らしく生きられない地域社会の仕組み、また、その仕組みをつくってきた人たちの意識の中にこそ、真の「障害」が潜んでいる。「障害者差別解消法」の目的は「共生社会」を目指すこと。「差別をなくす」ことはプロセスである。ゴールではない。分けない、排除しない、平等な選択肢がある、共に生きていくという社会を目指すことがゴールなのだ。

（第74回全国人権・同和教育研究大会 特別講座 一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事 玉木幸則さん 講演内容から）全人教広報誌 月刊「同和教育でいい」No.741から引用



障害者の「地域で暮らしたい」、「一緒に学びたい」、「一緒に働きたい」という思いや願いを受け止め「共に生きる社会」を実現するのは、私たち一人一人です。「障害者」として特別視し配慮する存在から、共に社会をつくり支える存在へ、私たちの意識を変えていくことが求められています。

## 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) (平成26年批准)

障害者権利条約は、全部で50条あります。障害のある人が特別に権利主張をしているわけではありません。障害のある人もない人も同じように、好きな場所で暮らし、行きたい所に行けるといった誰にも保障されるべき権利と自由を認め、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。

この条約は2006年12月に国連総会で採択されました。日本は、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を経て、平成26年に批准しました。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

(平成28年施行)

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。今では多くの学校現場が取り組むようになった合理的配慮を実現するためのルールが定められたのがこの法律です。

令和6年4月1日からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供も義務化されています。



合理的配慮を実現するには、障害の有無によってできることが変わらないよう互いの事情を理解し合うことが必要です。一方的な考えを「配慮」として押しつけるのではなく、その人らしく過ごせる、生きていくためにどうしたらいいか、一緒に過ごす中で話し合いながら、工夫、調整していく姿勢を大事にしましょう。

## 私たちのことを、私たち抜きに決めないで (Nothing about us without us)

これは、障害者権利条約の内容がほぼ固まりつつあった時、NGOの代表キキ・ノルドストロームさん（世界盲人会連合会会長）が語った言葉です。この条約の起草には、障害者団体も同席し発言する機会が設けられました。

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

### ■ 障害を捉え直そう！～「個人モデル（医学モデル）」から「社会モデル」へ

#### 個人モデル

障害のある人が日常生活において制限を受けるのは、その人に障害があるからであり、本人が克服していくべきであるとする考え方。

#### 社会モデル

社会が障害をつくり出しているのだから、社会が障害を取り除いて行かなければならないとする考え方。

障害者が生活を行う上での様々なバリアは、障害そのものに原因があるのではなく、社会との関わりの中で障害が生まれるという「社会モデル」の考え方を、様々な教育活動を通して共有していくことが大切です。

障害者の権利

### バリアフリー社会の実現のため四つのバリアを取り除く！

#### 【文化・情報面でのバリア】



手話通訳のない講習会等必要な情報が平等に得られないバリア

#### 【意識上のバリア】



「かわいそうだから」と特別扱いする、偏見や差別、無関心等、その人の困難さを受け入れないバリア

#### 【物理的なバリア】



出入り口や通路に段差がある等、不便さを感じさせるバリア

#### 【制度的なバリア】



障害を理由に就職の試験が受けられない等、社会の制度によって力を発揮する機会が奪われるバリア

【参考：文部科学省 心のバリアフリーノート（中高生用）】

障害者と一緒に活動したり、直接話を聞いたりする参加型の学習を通して、自分の中にある心のバリアを見つめたり、バリアをなくす方法を話し合ったりするなど、児童生徒が障害者差別解消を自分事として捉えられる学習を進めていきましょう。

- 【心のバリアの例】
- ・かわいそうな人たち
  - ・危ないから出歩かない方がいいのでは…
  - ・自分には関係ない
  - ・あまり関わりたくない
  - ・どうせできないだろうから、別の人頼もう

### ■ インクルーシブ教育の充実を！～共生社会の実現に向けて～

**サラマンカ宣言** 「…インクルーシブ志向の普通学校は、差別的態度と闘い、全ての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり、インクルーシブな社会を築き、万人のための教育を実現するもっとも効果的な手段である。…」。

平成6年（1994年）のユネスコ国際会議で、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択されました。教育を全ての子どもたちの基本的権利であるとしています。

「インクルーシブ」の考え方方が国際的に提唱されたのが、ユネスコが出した「サラマンカ宣言」です。この宣言から始まったインクルーシブの考え方は障害者権利条約により一層国際的な潮流となりました。

文部科学省は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について述べています。また、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進についても触れています。

各学校で行われる、特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重し合う大切さを知る機会となるなど、大きな意義を有するものです。



# 同和問題

8月：「人権同和問題啓発強調月間」（県）

同和問題

間違えた考へで差別されていた人たちには、「自分たちは間違っていない」ということを一生懸命伝えた。間違っていることを間違っていると言える強い心の人が増えたら差別がなくなると思う。歴史を学ぶ中で、差別されてきた人たちが出てきて、現代に「差別はしてはいけない」と訴えているような感じがした。

これまで、テストの点数が下の人がいたら、心の中で「勉強不足だよね」と思っていました。今日の授業を受けて「たにんごと」と思っていたけど、少しあなぐさめたり、その人のために何かできることができがあれば手伝ったりしてみようかなと思いました。

SNSなどで流れたうわさや嘘を信じたことがあって、この話と照らし合わせると、そのうわさを流された人にとってたとえ嘘だったとしても、みんなが信じてしまえば、それで差別などが始ましていくということが分かった。



勢いで行動するよりも、誰かに相談することが大切なんだと思った。私はあまり行動することがない方なので、これからは、友達と協力して行動したいと思った。そして、相談もするけど、相談されるような人になりたいと改めて実感した。

(部落問題学習後の小学6年生の感想から)

## ■ 「寝た子を起こすな」の意識では…

「寝た子を起こすな」という考え方があります。そっとしておけば、そのうち差別はなくなるという考え方です。この考えを他の差別問題に当てはめてみましょう。また、学級でのいじめ問題に置き換えてみましょう。そっとしておいては、差別もいじめもなくなりません。なぜなら、差別は、差別する人がいるから存在するものだからです。「寝た子を起こすな」の考え方は、差別に苦しむ人々に更なる我慢を強いるものもあります。

## 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) (平成28年施行)



部落差別解消推進法成立の背景には、インターネットの普及により、ネット上で被差別部落の地名や個人を匿名でさらすような投稿が相次いでいる状況があります。法務省によると、法務局が令和4年に扱ったネット上の人权侵害事件は、1,721件で、5年前より2割減少していますが、部落差別につながる事案は、過去10年間で最多の414件で10年前の約10倍になっています。違法性のあるものについて削除要請を行っても、4割近くで対応がなされていないのが現実です。誤った情報がネット上にあふれ、野放しになっている状況の中で、子どもたちが差別する側に立つこと、差別される側に立たされることが想定されます。差別に気付き、差別のおかしさをただすことのできる力を子どもたちにつけていきましょう。

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？



## ■ 乳幼児期からつなげる部落問題学習

豊かな部落問題学習の実践が同和問題解決につながります。

まずは乳幼児期から、「自分が愛されている」、「大事にされている」と感じる経験を積み重ね、自分の思いを表現する場面が大切にされることで人権感覚の基礎が育まれます。さらに違いを排除ではなく豊かさと捉える感覚が大事にされ、互いの考え方や思いが尊重される空間づくり（仲間づくり）が進み、小学6年生や中学2年生の社会科の直接教材へつながっていきます。

部落問題学習は、「厳しい差別の中をどのように生きてきたのか」、「差別を乗り越える生き方とはどういうものなのか」等、生き方を学ぶ学習になるよう留意して授業づくりを行うことが大切です。正しい歴史認識に基づいた学習の中で、生きる勇気と知恵、差別を受けながらも立ち上がる姿を学んだ子どもたちは、「自分はこう生きたい」という思いを綴り始めます。部落差別をはじめとする様々な差別問題を自分に引き寄せて考え、解消に向けて行動しようとする子どもの育成は、人権教育の目標そのものです。

## ■ 被差別身分呼称（賤称語）が掲載されている意味をふまえる **Mom!**

中学校や高等学校等の社会科の教科書には、被差別身分を表す「えた」身分、「ひにん」身分という用語が記述されています。この用語は長い間、人を蔑む言葉として使用されてきました。このことを踏まえ、部落差別をなくすために掲載に踏み切った、教育にかける思いを知っておくことが必要です。また、被差別身分呼称が掲載されている意味を知り、自分自身を振り返り、どうすれば差別がなくなるかについて考え合う、丁寧な学びを大事にしていきましょう。

### 教科書の賤称語記載についての思い

（前略）私は、子どもの教科書に賤称語が記載されているのを見た時、何とも言えない、言葉では言い表せないような胸の痛みを感じました。これまで、この差別用語でどれだけつらい悲しい思いをしてきたか、自身の生き方まで惑わされてきたか、いろいろ考えると、なぜこんなことを今子どもたちに教え学ばせる必要があるのだろうかと苦しんだ時もありました。しかし、その後、部落差別に向かい学習していく中で、部落の人々が「部落差別を教育の力でなくしてほしい」という切なる思いから踏み切られたものだということを知りました。

私は、以前、賤称語の記載がなければ部落差別も薄れていくのではと一瞬思ったことさえあります。しかし、それは解消されていない部落差別に蓋をしてしまうようなもの、未解決のまま深く沈めてしまうようなもので、差別の根を残したままでは決して解消にはならない、教科書に記載されているということは、過去の事実、歴史としっかりと向き合い、学び、正しい認識をもつためだと思っています。

「教科書に賤称語が記載されているのはなぜか」それは部落差別をなくすためなのです。部落問題を教科書に載せるということで、多くの人が知ることにより差別が広がっていくのではないかという危惧と、このことを誤って知っている人が多いから、教科書に載せることにより部落問題を正しく知る機会になるであろうというかすかな希望と、たくさんの痛みや恐れを伴った複雑な思いをしてきたのです。

賤称語の記述を見ると今でも心が凍りつくような思いをすることがあります。このように、身を切られるような思いで載せた教科書の記述は、まずは「正しく知ってほしい。教育の力で、部落差別をなくせる力をもった子どもたちを育ててほしい」という願いが込められているのです。子どもや孫にいつまでも部落差別を引きずらせてはならないと、私たちは「教育の力」に期待しているのです。被差別の側の思いをまずは先生方自身にしっかりと受けとめてほしいと思います。（後略） 平成27年7月8日（県内の被差別部落の親の思い）

## ■ 研修機会の確保と研修内容の充実を！

令和5年に実施した「人権同和教育に関する教職員の意識調査」では、「間違ったことをして差別を助長してしまうのではないか不安である」という回答が、およそ60%でした。さらに、「児童生徒から同和問題について質問があったときにあまり説明できない、全く説明できない」とした回答がおよそ25%でした。他の人権課題と比べて、同和問題については、「しっかり学んでいない」「知識が足りない」などといった教職員の実態がうかがえます。しかしながら、同和問題の根底にある「差別とは何か」、「人はなぜ差別するのか」という問いや、差別を温存する社会構造等に目を向けることは、全ての人権課題に当てはまるものです。また、同和問題の解決を目指して取り組まれ、日本の人権教育をリードしてきた同和教育の実践は現在の人権教育の軸にもなっています。



「差別してはいけない」と子どもたちに教え込むだけでは、差別をなくすことはできません。まずは、私たち教職員が偏見や差別、様々な思い込み等にとらわれていないか、自分自身を見つめ直すことから始めてみましょう。そこでの気付きが差別を見抜く力や自分自身の人権感覚を高めていくにつながります。

また、教職員それぞれの気付きや学びを職員で共有し、教育活動に反映させていくことが差別を許さない子どもたちを育てるにつながります。全教職員が研修を深め豊かな教育実践につなげていきましょう。

# アイヌの人々の人権

8月9日 「世界の先住民の国際デー」

国際連合は、世界の先住民族の置かれているあらゆる状況に注視し、国際的支援のもとに改善を促すという趣旨から、1995年から毎年8月9日を「国際先住民族の日」と定めました。

まずは、子どもの頃にアイヌ文化をおもしろいと感じてもらうこと。それによってアイヌ文化に興味を持ち、その後も学んでいくきっかけになるかもしれません。

(北海道平取町教育委員会初代担当係長 関根 健司さん)

北海道は古くからアイヌの人たちの居住地であり、北海道の歴史・文化等について知ることは、この地域に生きてきたアイヌの人たちの歴史・文化等について理解を深めることに他なりません。

しかしながら、「アイヌの人たちは過去の人たちであり今は存在しない」とか「存在していても昔のような生活をしている」という誤った認識をもっている人たちが相当数いるという調査結果もあります。徳川幕府による商場知行制と場所請負制、明治政府による同化政策等によって、アイヌの人たちは、和人から厳しい差別・偏見・搾取を受けてきました。今なお偏見や差別の実態が報告されています。

※ 和人…日本の中で一番人数の多い人たちのことを、アイヌ民族に対して「和人」と呼びます（「アイヌ民族：歴史と現在」から）。

## ■ アイヌの人たちの歴史（明治以降）

### アイヌの人たちの日本への統合と北海道の開拓（1869～1871年）

蝦夷地を官有地とし、名前を「北海道」に改称。北海道開拓のための開拓使を設置。

戸籍法の制定により、アイヌの人たちを平民に編入するとともに和人的な姓名や日本語の使用を強制するなどした。

### 「北海道旧土人保護法」の制定（1899年）

1878年、アイヌの人たちを「北海道旧土人」という名称に統一。「北海道旧土人保護法」の制定で、狩猟・採集が主な生業だったアイヌの人たちに、農業のための土地を付与し農業の奨励をはじめ医療、生活扶助、教育などの保護政策を行い、和人への同化が進められた。

### 社団法人「北海道アイヌ協会」の設立（1946年）

アイヌ民族の社会的地位の向上、福利厚生を図ることを目的に設立。農地改革により、「北海道旧土人保護法」で与えられていた土地の大部分を取り上げられるアイヌの人たちもいた。その後、本協会は「北海道ウタリ協会」に改称。

### 国際連合「第5回先住民作業部会」に参加（1987年）

アイヌ民族の代表が初めて参加し、アイヌ民族問題について発言。以来、継続して参加するなど、それまでの、主に個人の権利回復の要求から、「先住民族の権利」として国際的な議論の中へ位置付けられるようになった。

### 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）の成立・施行（1997年）

「北海道旧土人保護法」を廃止。アイヌ民族を初めて法的に位置付けた。アイヌ語や伝統文化を学んだり、アイヌの人たちが歴史や文化を伝えたりする機会も増えた。

### 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律」（アイヌ施策推進法）の成立・施行（2019年）

2007年、国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択。2008年、国会で「アイヌ民族を先住民族とするすることを求める決議」が全会一致で採択。これらを受け、「アイヌ民族を先住民族である」と初めて明記した本法律が成立・施行。「アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図る」とされ、アイヌの人々の国有林での樹木の採取やサケなどの伝統的な漁法への規制の緩和、アイヌ文化を振興する新たな交付金の創設などが盛り込まれた。

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

今、アイヌの人たちは、北海道をはじめ全国に居住し民族としての伝統文化の継承に努めています。アイヌの歴史・文化等を通じて学習により、正しい理解と認識をしっかりと深めていくことが必要です。民族としての歴史的な存在意義を認識するとともに、その精神文化のもつ自然観・宗教観・人間観の学びを通して、児童生徒の人権尊重の意識を育していくことが重要です。

### 学習指導要領における取り扱い(中学校社会 歴史的分野)

#### 【中学校社会 歴史的分野】第2章第2節 2 (3) 近世の日本 (イ) 江戸幕府の成立と対外関係 (内容の取扱い)

対外関係については、「(中略)蝦夷地においてアイヌの人々が、海産物など「北方との交易をしていた」(内容の取扱い)などについても扱い、統制の中にも交易や交流が見られたことに気付くことができるようになります。また、「アイヌの文化」(内容の取扱い)については、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議(平成20年6月6日衆議院・参議院本会議)」「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について(平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更)」を踏まえ、先住民族として言語や宗教などで独自性を有するアイヌの人々の文化についても触れるようにする。

### 県内で使用されている教科書における取扱い

#### 【小学校】

##### 社会科 歴史的分野

- 「鎖国のもとでの交流」  
蝦夷地の生活や文化を紹介
- 「新しい政府をつくる」  
蝦夷地→「北海道」と改称  
言語→日本語  
伝統文化や習慣→禁止
- 社会科 公民的分野  
・ 基本人権の尊重

#### 【中学校】

##### 社会科 歴史的分野

- 「琉球王国とアイヌの人たちへの支配」
- 「国境の画定と北海道・沖縄」  
北海道開拓とアイヌの人たち  
→「同化政策」

##### 社会科 公民的分野

- 「差別をしない、させない」  
アイヌ民族への差別と差別解消に向けた法の制定について

## ■ アイヌの言葉

北海道のほとんどの地名が、アイヌ語に由来しています。アイヌ語の地名は、北海道をはじめ、カムチャッカ半島、千島列島、サハリン、東北地方に広く分布しています。

特に川を示す「ペッ」(別) や「ナイ」(内) がついた地名が多く、川がアイヌの人たちの生活のよりどころであったことが分かります。地名の意味を理解することで、かつての環境を想像することができ、私たちが身近に接することができるアイヌ文化の一つでもあります。

そのほか、よく使われるアイヌ語として  
「魚」→シシャモ  
「動物」→ラッコ、トナカイ等 があります。

北海道への入植者が急増する明治の中期では、アイヌの人たちなら誰でもアイヌ語を話すことができました。

しかし、政府が同化政策を強化したことにより、学校では、アイヌの子どもたちに日本語のみによる教育が行われ、一般社会においても日本語の習得が就労条件になるなど、必然的にアイヌ語を話す人が激減しました。アイヌ語を母語として習得する環境は、第二次世界大戦前には、ほぼなくなりました。

近年、アイヌ語を取り巻く環境が改善されつつあり、各地でアイヌ語を継承・復興させるための事業が行われています。アイヌ文化振興法制定後、アイヌ語の弁論大会、アイヌ語ラジオ講座が放送されるなど、様々な活動が行われてきています。



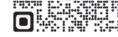
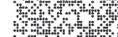
アイヌの人たちは、植物や動物など人間に自然の恵みを与えてくれるもの、火や水、生活道具など人間が生きていくのに欠かせないもの、天候など人間の力の及ばないものなどを「カムイ」(神)として敬いました。アイヌの人たちのたどってきた歴史を、教科書記述を基に正しく学ぶことや伝統文化や暮らしについて知ることは、アイヌの人たちの人権を考えることにとどまらず、様々な人権課題につながる学びがあります。

- ・ 様々な国の言語、文化、宗教、習慣などを受け入れ、互いに尊重すること
- ・ 自分たちの地域にある伝統文化や言葉に関心をもつこと
- ・ 自然と共に生きる知恵や自然に対する考え方 等

本県でも、島口の伝承や伝統芸能の継承を通してふるさとを知る学習と関連させて取り組むこともできます。



各学校には、公益財団法人アイヌ民族文化財団の学習資料が配布されています。また、北海道公式 YouTube チャンネルの「アイヌ民族を理解するために」で、アイヌの人たちの歴史について視聴することができます。



# 外国人の人権

3月21日：「国際人種差別撤廃デー」（国連）

さつま町立宮之城中学校の取組から

県内在住の外国人を招き、多文化共生をテーマにした人権学習を実施しました。

日本国内でのジェンダー不平等や人種差別の実態について、参加した外国人が互いに意見を交わしました。その様子を参観した生徒たちは、新たな気付きを得ていました。



日本で外国人が感じる差別があると知った。知らないうちに、もしかしたら差別しているかもしれない気付いて、これからは気をつけようと思った。

「この国ではこんな風に考えるんだ」「自分たちの先入観からの発言で傷付く人もいるんだ」と、たくさんの大切なことに気付くことができました。

## ■ 増え続ける在留外国人の状況

令和5年3月の法務省入国管理局報道発表によると、令和4年末の在留外国人数は、307万5,213人で、前年末比31万4,578人、11.4%増加。過去最高を更新。初めて300万人を超えた。

※在留外国人数：就労や留学などの中長期在留者と特別永住者の合計

- 本県における在留外国人数の推移

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
10,547人	12,215人	12,204人	11,833人	13,975人

- 本県における外国人児童生徒数（「学校基本統計」文部科学省）

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
100人	106人	103人	115人

どの学校にも、帰国児童生徒や外国籍、外国につながりのある児童生徒が在籍する可能性があります。

### 〈外国人をめぐる人権問題の事例〉

- 外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、サービスの提供を拒否されたりする。
- 特定の民族や国籍の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりする内容の言動（ヘイトスピーチ）が見られる。

## ■ 差別の解消に向けて

### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

（1965年国連総会で採択、日本は平成7年加入）

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としています。

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年施行）

この法律が施行されたのを機に、街頭での大規模なデモや過激な発言は減少しましたが、インターネット上では差別的な書き込みが後を絶たない状況が続いている。児童生徒がSNS等を通じてヘイトスピーチに触れる可能性もあることから、注意が必要です。



## 【地域における多文化共生推進プラン】（総務省 平成18年、令和2年改訂）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを推進



- ・困ったことがあつたら相談できる。
- ・温かい声を掛けられて安心できる。
- ・私の国のこと興味をもってもらえる。

「私も大切、あなたも大切」という人権尊重の理念を地域にも広げ、温かいコミュニティづくりを心掛けましょう。

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

### 【小学校学習指導要領】

#### 第1章第4の2の(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

- ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。  
イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。※中学校では「児童」が「生徒」と表記されている。

#### 第5章第3の2の(8)

国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。



- ・じろじろ見られるのが気になる。
- ・学校の文書が理解できない。
- ・コミュニケーションが取りにくい。
- ・いじめられないか不安になる。
- ・文化や習慣になかなか慣れない。

教育活動全体を通じて、様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進めましょう。

子どもや保護者の様々な不安を取り除く支援や、思いを受け止める関係づくりを大切にしましょう。

「Momの姿勢」で「寄り添う」ことから！

### 教材検索ツール かすたねっと（文部科学省）

このサイトでは、各都道府県・市町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料を検索することができます。



かすたねっと



次の言葉は、アメリカで黒人公民権運動の先頭に立って活動したマーティン・ルーサー・キング・ジュニア（キング牧師）の1963年の演説「I have a dream!」の一節です。この言葉から感じたことを交流しましょう。

私には夢がある。いつの日かジョージアの赤土の丘で、昔は奴隸だった人の子孫と昔は奴隸の主人だった人の子孫が、友愛のテーブルを囲んで一緒に座ることを、私は夢見る。

私には夢がある。いつの日か私の4人の小さな子どもたちが、肌の色ではなく人格で評価される国で暮らすことを、私は夢見る。

# 感染者等の人権

HIV感染症／エイズ

12月1日：「世界エイズデー」（国連）

世界エイズデーを中心とする1か月：「鹿児島レッドリボン月間」（県）

レッドリボンは、エイズに関して偏見をもっていない、エイズと共に生きる人々を差別しないというメッセージです。



鹿児島市立春山小学校の取組から

「世界エイズデー」の朝の時間に、全学級で差別について考えました。そして、学級ごとにレッドリボンで大きなハートを作り、差別をしないことを誓いました。



「差別がなくなるように、一人一人がレッドリボン運動に協力することが大切だと思います。」という感想が聞かれました。

## ■ 基礎知識として

- HIV（ヒト免疫不全ウイルス）とは？  
エイズの原因となる免疫機能を低下させるウイルス



HIVに感染してもすぐにエイズを発症するわけではありません。

現在は、治療により、エイズの発症を抑えられるようになっています。

- このようなことでは感染しません。
  - ・ HIVは、唾液、尿等にも含まれますが、微量なので感染の心配はありません。
  - ・ HIVは、熱や消毒に弱く、人の体の中に入らなければ生きていけません。
  - ・ HIVは、感染力が弱く、性行為以外の日常生活では感染しません。

HIVの主な感染経路は、性行為、血液感染、母子感染の三つで、現在は、国内では性行為による感染が、最大の感染経路となっています。

- エイズ（後天性免疫不全症候群）とは？

HIVに感染することによって、様々な病原体から私たちの体を守っている「免疫機能」が働くなくなる病気

## 薬害エイズ被害

1980年代前半、HIVが混入した非加熱血液凝固因子製剤の投与により、多くの血友病患者の方がHIVに感染し、社会問題となりました。

感染被害者は、厳しい偏見と差別の下で社会から排除されたうえ、感染告知が遅れました。その結果、治療を受けられなかったことに加え、二次、三次感染につながりました。

国内で使われている輸血用血液や血液製剤は、現在の医療技術でできる限りの厳重な検査と品質管理を実施しています。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年施行）

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応するよう定められています。

## 新型コロナウイルス感染症

令和2（2020）年に感染が世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、多くの人の命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、エッセンシャルワーカー、海外渡航者に対する偏見や差別を生み出しました。また、ワクチン接種やマスク着用に関して偏見や差別も起きました。

### コロナ禍で起こった差別（例）

- クラスターが発生した大学に対して「感染した学生の住所を教えろ」「大学に火をつける」などの電話やメールが100件以上届いた。
- インターネット上で、感染者や家族の氏名が暴露されたり、悪意のある書き込みが見られたりした。
- 他県から来た人に対して「自粛要請に反して遊び歩いている」として、県外ナンバーの車が傷付けられる事件が起こった。

### 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

#### ○ 感染症について正しく理解する。

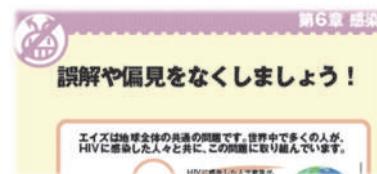
学校においては、児童生徒が発達の段階に応じて、正しい知識を身に付け、患者や感染者に対する差別や偏見をなくす取組が必要です。

文部科学省は、エイズ教育の推進の目的を「エイズを予防する能力や態度を育て、エイズに対するいたずらな不安や偏見を払拭すること」とし、人間尊重、男女平等の精神に基づく性に関する指導の一層の充実を図る必要性を訴えています。

#### ＜文部科学省：健康教育に関する啓発教材＞



中学校用、高等学校用には、感染症についての学習資料が掲載されています。



保健学習、特別活動、道徳、総合的な学習の時間など性に関する指導や人権教育とも関連付けて、学習の充実を図りましょう。

#### ○ 不安や悩みを一人で抱え込まない。

学級担任や養護教諭等を中心とした相談活動やアンケート等により、児童生徒の心身の状況を把握することが大切です。

#### ○ 相手の気持ちを想像する。

相手の気持ちを想像する力を高めるために参加型学習等を通して学習を深めることが大切です。

#### ○ 負の連鎖を断ち切る。

発達の段階に応じて、感染症に関連して起きている偏見や差別の事例について学習し、自分にできることを考えたり、話し合ったりする活動を取り入れる。

